

速



北陸中日新聞

報

布川事件の再審確定

逮捕から42年 最高裁が特別抗告棄却

茨城県利根町で一九六七年八月、大工の男性Ⅱ当時(六三)Ⅱが殺害され現金が奪われた「布川事件」で、強盗殺人罪で無期懲役が確定した元被告二人が裁判のやり直しを求めた第二次再審請求の特別抗告審で、最高裁第二小法廷(竹内行夫裁判長)は、「東京高裁の再審開始決定に誤りはない」として、検察側の特別抗告を棄却する決定をした。

逮捕、起訴から四十二年、水戸地裁土浦支部であらためて審理される。決定は十四日付。

再審請求していたのは、桜井昌司さん(六二)と杉山卓男さん(六三)。七八年の最高裁の上告棄却で、いずれも無期懲役が確定し、九六年に仮釈放された。

決定は四裁判官全員一致の意見。無期懲役か死刑が確定した事件で再審が決定したのは、今年六月の足利事件の東京高裁決定以来。そのほか戦後に再審が確定した七件は、すべて無罪となっている。

二人は二〇〇一年に第二次再審請求。水戸地裁土浦支部は〇五年九月に再審開始を認め、東京高裁も〇八年七月に再審開始を決定した。